

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議の開催について

令和6年12月20日
内閣総理大臣決裁
令和7年9月30日
一部改正

1 令和8年に昭和元年から起算して満100年を迎えることを踏まえ、関係府省が連携して「昭和100年」に向けた関連施策の推進を図るため、「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（衆）
議長代理	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣広報官
構成員	内閣官房「昭和100年」関連施策推進室長 内閣府大臣官房長 内閣府大臣官房政府広報室長 宮内庁長官官房審議官 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局長 消費者庁次長 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 法務省大臣官房司法法制部長 外務省大臣官房長 外務省大臣官房外務報道官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房長 スポーツ庁次長 文化庁次長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長

3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。